

様式 1

事業報告書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 石華会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 静岡市葵区栄町2番7

(3) 設立認可年月日 昭和41年10月1日

(4) 設立登記年月日 昭和41年10月3日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	司馬整形外科	2214111466	静岡市葵区栄町 2番7	一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年5月24日 令和4年度決算の決定

令和6年3月31日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

" 令和6年度の借入金額の最高限度額の決定

様式 2

法人名 医療法人 石華会
 所在地 静岡市葵区栄町2番7

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和6年3月31日現在)

1. 資 産 額 99,499 千円
 2. 負 債 額 81,204 千円
 3. 純 資 産 額 18,295 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	67,890
B 固 定 資 産	31,255
C 繰 延 資 産	354
D 資 産 合 計 (A+B+C)	99,499
E 負 債 合 計	81,204
F 純 資 産 (C-D)	18,295

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人 石華会
 所在地 静岡市葵区栄町2番7

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	67,890	I 流 動 負 債	7,973
II 固 定 資 産	31,255	II 固 定 負 債	73,231
1 有 形 固 定 資 産	28,207		
2 無 形 固 定 資 産	242	負 債 合 計	81,204
3 その他の資産	2,806		
III 繰 延 資 産	354	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 出 資 金	12,213
		II 積 立 金	6,082
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	18,295
資 産 合 計	99,499	負 債 ・ 純 資 産 合 計	99,499

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人 石華会

※医療法人整理番号

所在地 静岡市葵区栄町2番7

損 益 計 算 書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	133,021
2 事業費用	120,633
本来業務事業利益	12,388
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業利益	12,388
II 事業外収益	835
III 事業外費用	808
経常利益	12,415
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	12,415
法人税等	435
当期純利益	11,980

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 石華会
理事長 司馬洋 殿

私は、医療法人石華会の令和5会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年5月17日
医療法人 石華会
監事 杉山孝俊

